

## 学術認証運営委員会トラスト作業部会規程

〔平成25年10月17日〕  
学術認証運営委員会制定

改正 平成27年2月20日

### (設置)

第1条 学術認証運営委員会（以下「委員会」という。）に、トラスト作業部会（以下「本作業部会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 本作業部会は、委員会の求めに応じ、学術認証フェデレーション（以下、「学認」という）のトラストフレームワークとして機能することを目的とする。

### (業務)

第3条 本作業部会では、以下の業務を行うものとする。

- 一 学認のトラストに関するポリシー判断
- 二 参加機関のトラストに関連するレベルの評価および割り当て
- 三 参加機関の学認参加に関する規則に関するコンプライアンス監査
- 四 参加機関の割り当てレベルに関するコンプライアンス監査
- 五 学認のトラストに関する広報普及活動
- 六 その他、委員会の求めに応じた業務

### (組織)

第4条 本作業部会は、委員会において選出された者でもって組織する。

2 部会員は、国立情報学研究所長が委嘱する。

### (任期)

第5条 部会員の任期は1年以下とし、委嘱する際に決定する。なお、再任は妨げない。

### (主査)

第6条 本作業部会に主査を置き、委員会において選出する。

2 主査に事故があるときは、あらかじめ主査が指名する部会員がその職務を行う。

### (会議の開催)

第7条 会議は主査が招集し、主査が議長となる。

### (議事)

第8条 会議は部会員の過半数の出席がなければ、これを開くことが出来ない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、主査の決するところによる。

### (運営)

第9条 会議の運営にあたっては、委員会の会議規程に準ずるものとする。

(不服申し立て)

第10条 参加機関は、トラスト作業部会の業務上の決定に異議がある場合、学術認証運営委員会に申し立てることができる。

(守秘義務)

第11条 部会員のうち、法令の定めるところにより秘密保持義務を負わない部会員については、所定の守秘義務に関する覚書を締結するものとする。

(庶務)

第12条 作業部会の庶務は、委員会の庶務と同じとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、本部会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月20日から施行する。